

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

目次	改 正 案	現 行
<p>第一章の二 窒素酸化物の放出量に係る放出基準、放出量確認及び原動機取扱手引書の承認</p> <p>（令第十一條の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶）</p> <p>第一条の二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第十一條の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。</p> <p>一 スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて、船舶の長さが二十四メートル未満のもの</p> <p>二 船舶の主たる推進力を得るために設置される原動機の定格出力の合計が七百五十キロワット未満の船舶であつて、令第十一條の七の表第一号イ下欄、ハ下欄又はホ下欄に規定する放出基準に適合する原動機を設置することが当該船舶の構造上困難であると地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。以下第四十四条まで</p>	<p>第一章の二 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認</p> <p>（新設）</p>	

において同じ。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第四十四条までにおいて同じ。)が認めるもの

第一条の二の二 (略)

第一条の四 法第十九条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量を確認を受けることが困難であると地方運輸局長が認めたとき。

第一条の二 (略)

第一条の四 法第十九条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量を確認を受けることが困難であると地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。))(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。)を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。)の長を含む。以下第四十四条までにおいて同じ。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第四十四条までにおいて同じ。)が認めたとき。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶
二 引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶とする。

(航海の態様が特殊な船舶及び構造が特殊な推進機関)

第一条の二十三 (略)

2 法第十九条の二十六第二項の構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。ただし、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船及び専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶に取り付けられるものにあつては、この限りでない。

一～三 (略)

(検査対象船舶)

第二条 (略)

6 第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

一 令第一条の八第三項の規定により国土交通大臣が指定する船舶

二～四 (略)

(航海の態様が特殊な船舶及び構造が特殊な推進機関)

第一条の二十三 (略)

2 法第十九条の二十六第二項の構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。

一～三 (略)

(検査対象船舶)

第二条 (略)

6 第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第一条の八第三項の規定により国土交通大臣が指定する船舶

二～四 (略)